

収入保険制度等についての地域ブロック別説明会の開催及び参加者の募集について

農林水産省は、平成 29 年 7 月 12 日（水曜日）から、全国 10 か所にて、収入保険制度等についての地域ブロック別説明会を開催します。

なお、沖縄ブロック説明会は、平成 29 年 7 月 28 日（金曜日）に、那覇第 2 地方合同庁舎において開催されます。

本説明会は公開です。ただし、カメラ撮影は冒頭のみ可能です。

1. 概要

平成 29 年 6 月 16 日に、農業経営者ごとの収入全体を対象とした総合的なセーフティネットとして、収入保険制度の導入等を内容とする「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立しました。

農林水産省は、収入保険制度の内容等について、農業者を中心に、関係団体などの関係者に広く周知することを目的として、地域ブロック別説明会を開催いたします。

2. 開催日時及び場所

日 時：平成 29 年 7 月 28 日（金）14 時 00 分～

会 場：那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 2 階 大会議室

所在地：沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1

参加可能人数：定員約 100 名

※ 希望者が定員になり次第、申込みを締め切らせていただきます。

※ 所要時間は 2 ~ 3 時間程度を予定しています。

3. 内容

(1) 収入保険制度について

(2) 農業災害補償制度の見直しについて

4. 参加申込方法

<FAXによる申込み>

別紙参加申込書に記入の上、以下の宛先へ御送付ください。

FAX 送付先：沖縄総合事務局農林水産部経営課 池田、亀谷 宛て

FAX 番号：098-860-1179

<インターネットによる申込み>

下記の農林水産省リンク先からもお申込みできます。

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/hoken/170628_10.html

<締切り>

平成 29 年 7 月 24 日（月）まで

5. 留意事項

御参加いただける方は、当日、1 号館 2 階受付にて必要事項を御記入の上、会議室に入室をお願いします。また、参加に当たり、次の留意事項を遵守してください。これらを守れない場合は、参加を御遠慮いただくことがあります。

- (ア) 当局職員の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (イ) 携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (ウ) 参加中は静粛を旨とし、以下の行為を慎むこと。
 - ・ 説明者及び参加者の発言に対する賛否の表明又は拍手
 - ・ 参加中の入退席（ただし、やむを得ない場合を除く。）
 - ・ 報道関係者の方々を除き、会場においてのカメラ、ビデオ、ワイヤレスマイク等の使用
 - ・ 新聞、その他議案に関連のない雑誌類の読書
 - ・ 食事及び喫煙
- (エ) 銃砲刀剣類その他危険なものを会場に持ち込まないこと。
- (オ) その他事務局職員の指示に従うこと。

なお、参加申込みによって得られた個人情報は厳重に管理し、確認等御本人への連絡を行う場合に限り利用させていただきます。
- (カ) 報道関係者で取材を希望される方につきましても、資料準備の関係から上記の「4. 参加申込方法」に従いお申し込みください。その際、報道関係者である旨を必ず明記してください。当日は、受付においても報道関係者である旨御明示くださいますようお願ひいたします。

6. 参考

農林水産省発表の資料等につきましては、以下の掲載先（URL）を御参照ください。

URL : <http://www.maff.go.jp/j/press/keiei/hoken/170628.html>

<p>【問合せ先】 沖縄総合事務局農林水産部経営課 担当者：池田、亀谷 TEL：098-866-1628 FAX：098-860-1179</p>

収入保険制度等についての地域ブロック別説明会 参加申込書

【申込先】 内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課
(担当)池田、亀谷 宛て

FAX: 098-860-1179

TEL: 098-866-1628

申込日: 平成 年 月 日

【締切り】平成29年7月24日(月)

以下のとおり当説明会への参加を申し込みます。

事業者名 ※個人の場合は代表者名	
企業・団体等の種別 ※いずれかに○をお願いします。	・農業者 ・農業関係団体 ・行政 ・その他
電話番号	

参加者	
氏名	役職

案内図



I 収入保険制度の基本的考え方

現行農業共済制度の問題点等

- 自然災害による収量減少を対象とし、価格低下等は対象外
- 対象品目は収量を確認できるものに限定されており、農業経営全体をカバーしていない
- 加入単位も品目ごとになっており、農業経営全体を一括してカバーできない
- 耕地ごとの損害査定を基本

収入保険制度

農業経営全体を対象としたセーフティーネット

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る保険制度

- ・ 原則として全ての農業経営品目を対象
- ・ 価格低下も含めた収入減少を補填
- ・ 農業経営全体として加入

収益性の高い新規作物の生産や新たな販路の開拓等にチャレンジする農業経営者の意欲的な取組を促進

他方、農業の成長産業化を図るために、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者を育成する必要

収入保険制度の導入について（概要）

- 平成28年11月に、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、農業競争力強化プログラムを決定し、制度の仕組みを取りまとめました。
- 平成29年6月に、「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立しました。
- 収入保険制度の実施及び農業災害補償制度の新制度への切替えは、平成31年産からとなります。

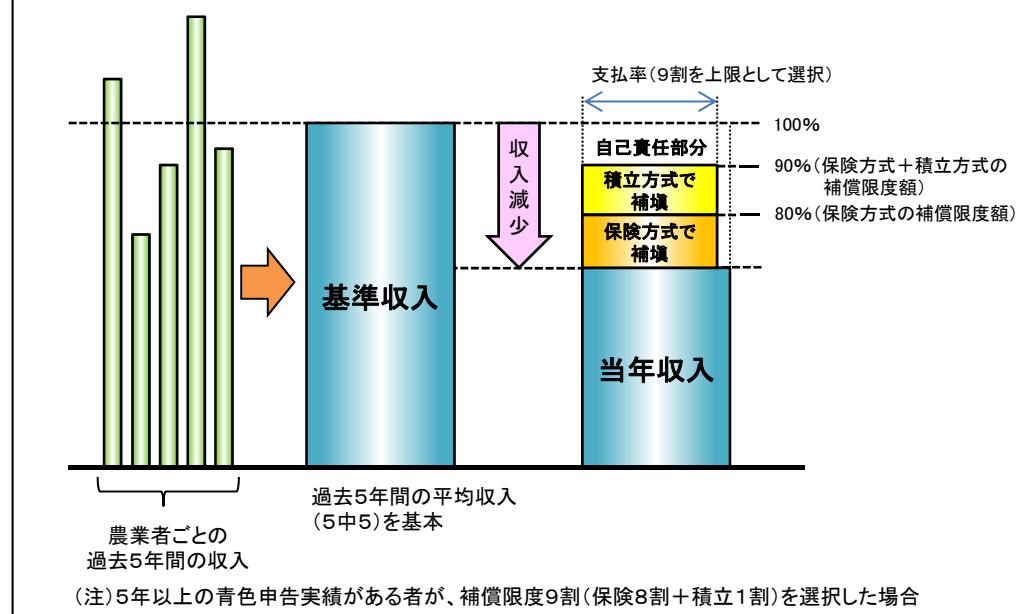
＜収入保険制度の具体的な仕組み＞

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。
※ 簡易な加工品（精米など）は含まれます。
※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。
- 当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補填します。
※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の農産物の販売収入の平均（5中5）を基本とし、規模拡大など当年の営農計画も考慮して設定します。
※ 補償限度額及び支払率は複数の割合から選択できます。
※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、危険段階別に設定します。
※ 積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険制度と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

＜収入保険制度の補填方式＞



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（保険8割+積立1割）、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金	補填金額
保険料は、7.2万円 (掛捨て) 積立金は、22.5万円 (掛捨てではない)	収入減少の程度 (当年収入) 補填金 の合計 保険方式 (保険金) 積立方式 (特約補填金) 補填金を含めた 当年収入 (対基準収入)
合計 29.7万円	20% (800万円) 90万円 0万円 90万円 890万円 (89%)
	30% (700万円) 180万円 90万円 90万円 880万円 (88%)
	50% (500万円) 360万円 270万円 90万円 860万円 (86%)
	100% (0万円) 810万円 720万円 90万円 810万円 (81%)